

京丹波町

男女が互いに支えあい い 活き生きとすごせるまち 京丹波

京丹波町男女共同参画計画



男女が互いに支えあい 活き生きとすごせるまち 京丹波

京丹波町男女共同参画計画

京丹波町男女共同参画計画

発行 京丹波町

策定日 平成19年3月
発刊日 平成19年11月

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6
TEL 0771-82-3801 FAX 0771-82-2500
URL <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

京
丹
波
町

「男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波」をめざして



平成11年の男女共同参画社会基本法施行後、平成18年には男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定され、また、京都府においても、「新KYOのあけぼのプラン」の後期施策により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

しかし、社会における男女の不平等感はまだ存在すると思われ、性別による固定的な役割分担意識の解消も課題とされている現状です。

京丹波町におきましても、少子高齢化、家族形態・生活形態の多様化、地域社会の変化などが著しい今日、性別にとらわれずお互いを尊重し、思いやり、ともに責任を担い、だれもが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現が必要となっております。

こうした状況の中、京丹波町では、平成19年度を初年度とする「京丹波町男女共同参画計画」を策定しました。男女共同参画社会は行政だけでは実現できず、住民一人ひとりの意識改革と行動が必要です。この計画の推進により、職場・地域・家庭などあらゆる分野において、男女がともに参画する機会が確保され、地域の活性化につながり、また、安心して心豊かな生活をおくることができるまちとなりますよう、住民の皆様や企業・団体・関係機関の方々にも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後にこの計画の策定にあたり、貴重なご提言やご意見をいただきました京丹波町男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成19年11月

京丹波町長 松原茂樹

目 次

第1章 京丹波町男女共同参画計画の概要

第1節 男女共同参画社会とは.....	1
第2節 計画策定の趣旨.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画策定の背景.....	4

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念.....	8
第2節 施策の体系.....	9

第3章 施策の体系にそった取組み

基本目標1 思いやりの心で育む意識づくり.....	11
基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり.....	19
基本目標3 ^い 生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり.....	22
基本目標4 男女がともに輝く社会づくり.....	25

第4章 計画の推進体制

28

資 料 編

1 京丹波町の状況	
(1) 人口と世帯の状況.....	29
(2) 就労の状況.....	31
(3) 男女共同参画社会をめざす住民アンケート調査結果.....	32
2 京丹波町男女共同参画推進委員会	
(1) 京丹波町男女共同参画計画策定についての提言.....	46
(2) ワークショップのまとめ.....	52
(3) 京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱.....	56
(4) 京丹波町男女共同参画推進委員会委員名簿.....	57
3 京丹波町男女共同参画計画策定経過.....	58
4 男女共同参画社会基本法.....	59
5 国内外の女性政策の歴史.....	63
用語説明	66

第1章 京丹波町男女共同参画計画の概要

第1節 男女共同参画社会とは

私たちのめざす男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいいます。（男女共同参画社会基本法 第2条）

その実現には、人権を尊重することが最も大切です。すなわち、性別にとらわれず、互いを尊重し、思いやり、ともに責任を担うことにより、だれもが自分らしく生きることのできる地域社会の実現をめざします。そのためには、男女共同参画計画を策定し、家庭・地域・職場・行政が一体となった取組みが重要となります。



○●○ わたしたちがめざす男女共同参画社会 ○●○

家庭では

- 一人ひとりが家族の一員として尊重され、協力することで豊かで充実した生活をめざします。
- 男女という性別にとらわれず、「その人らしさ」を大切にした家庭生活をめざします。
- 男女ともに積極的に家事・育児・介護などを行い、喜びも苦労も分かちあえる家庭生活をめざします。

地域では

- 古い慣習や伝統にとらわれず、互いに一人ひとりの考え方や行動を尊重します。
- 地域におけるさまざまな企画や方針決定の場に、男女がともに参画し、豊かで住みよい地域をめざします。
- 男女ともにボランティアなどのさまざまな地域活動の積極的な取組みを推進します。

学校では

- 男女という性別にとらわれず、自分らしさや個性が大切にされる環境づくりをめざします。
- 子どもたちが互いの性と個性を尊重し、協力しあえる環境づくりをめざします。
- 個人の自主性に基づく進学、就職などの進路選択ができる環境づくりをめざします。

職場では

- 仕事、家庭、地域活動のバランスがとれた生活をあくれる環境づくりをめざします。
- 募集、採用や昇進、配置、賃金などで男女格差がなくなり、個性、能力、意欲などが十分に発揮できる環境づくりを推進します。
- 妊娠、出産、更年期などのライフステージ^{※1}に応じた健康管理の支援を推進します。

※1 ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

第2節 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。しかし、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、現在でも男女の役割に対する固定的な考え方が多く見られます。少子高齢化や社会経済状況の変化など、私たちを取り巻く環境が急速に変化している中で、従来のような固定的な男女の役割分担が、一人ひとりの多様な生き方を阻害している状況にあります。

そのため、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本において、最重要課題のひとつとして位置づけられ、男女が互いに固定的な性別役割分担意識^{※2}にとらわれることなく、家庭・地域・職場で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりへの取組みに向け、国・府・町がそれぞれの役割を総合的に果たすために、男女共同参画に関する計画の策定が求められています。

京丹波町においては、合併前の旧町単位でそれぞれ「男女共同参画計画」を作成し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。このような状況の中、男女の人権が等しく尊重され、住民一人ひとりがあらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の早期実現のために、「京丹波町男女共同参画計画」を策定するものです。

第3節 計画の位置づけ

計画は、「京丹波町総合計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、町の施策の方向と推進のための方策を明らかにするものです。また、男女共同参画社会基本法に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「京都府男女共同参画計画・新あけぼのプラン」を勘案し、「京丹波町男女共同参画推進委員会」に意見を求めるとともに、「男女共同参画社会をめざす住民アンケート」を実施するなど、広く住民から意見・提言を聞き、その反映に努めました。

第4節 計画の期間

計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10カ年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応した、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

※2 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を固定化する考え方や意識のこと。

第5節 計画策定の背景

1 國際的な動き

国際連合（国連）における性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取組みは、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」をきっかけに大きく前進しました。その年には第1回目の「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。

続く昭和51年（1976年）以後10年間を「国連婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女の平等のための国際的な行動が開始されました。

その後、昭和54年（1979年）「女子差別撤廃条約」、昭和60年（1985年）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年（1995年）に開催された「第4回世界女性会議」（北京）では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、政策決定過程での男女の平等な参画など12の重要問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動が盛り込まれた「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成12年（2000年）に開催された「女性2000年会議」（ニューヨークの国連本部）では、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

平成17年（2005年）に開催された第49回婦人の地位委員会では、「北京宣言」・「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組みを引き続き推進していくことが確認されています。



2 国の動き

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、同年、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」が策定されました。

その後、わが国では、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など、男女平等に関する法や制度の整備が進展し、昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」が批准され、さらに昭和62年（1987年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、あらゆる分野での女性の地位向上を図るために長期的展望に立った施策の方向が示されました。

平成6年（1994年）には内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、男女共同参画社会実現に向けての総合的な推進体制が整いました。

平成8年（1996年）には、新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、さらに平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。男女共同参画社会基本法では、基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体及び国民の果たす役割、基本的な計画策定などについて定めており、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

平成12年（2000年）には、国連特別総会「女性2000年会議」における成果も踏まえながら、基本法第13条に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年（2005年）には、それまでの取組みを評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されています。



3 京都府の動き

京都府では、昭和56年（1981年）に女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定され、5年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、女性の船事業、女性海外研修事業など意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業を創設しました。

平成元年（1989年）には、第2次行動計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画—KYOのあけぼのプラン」が策定されました。このプランでは「男女共同参画による豊かな地域社会の創造」「女性の自立と社会参加を進める条件整備」「男女平等と共同参加をめざす教育・啓発の推進」などを重要な柱とし、同プランに基づき女性政策所管課、庁内推進組織、意見聴取機関の設置などによる推進体制の整備が図られるとともに、各種審議会等への女性登用目標の設定、京都府あけぼの賞の創設、KYOのあけぼのフェスティバルの開催など、女性の社会参加促進を力強くアピールする多くの事業が実施されてきました。

計画期間の後期に入った平成7年（1995年）には、前期間ににおける施策の進捗状況をふまえつつ、「第4回世界女性会議」をはじめとする女性問題をめぐる国内外の動向などを勘案し、各種審議会等への女性登用目標の上方設定、庁内推進組織の充実などを盛り込むとともに、「参加」を「参画」とした改定を行い、さらに平成8年（1996年）には、男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性総合センターが開設されました。

平成13年（2001年）には、男女共同参画社会基本法の法定計画として「新KYOのあけぼのプラン—京都府男女共同参画計画」を策定、平成16年（2004年）には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成17年（2005年）には、地域づくり、N P O^{※3}・起業の分野で活動する女性のチャンジを支援し、男女が支えあい、活力ある京都づくりをめざすために「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定されるなど、積極的な男女共同参画の取組みが推進されています。

また、平成18年（2006年）には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、配偶者等からの暴力（D V）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを京都府全体の共通認識とし、D Vの根絶をめざし、D Vの防止及び被害者の保護並びに自立支援の総合的な取組みが推進されています。

※3 N P O：行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野での活動があります。

第1章 京丹波町男女共同参画計画の概要

4 京丹波町のこれまでの取組み

京丹波町においては、平成17年10月の合併前から旧町それぞれに、男女共同参画に関する取組みを進めてきました。

旧丹波町では、平成11年（1999年）に「職場における男女平等を進めるための職員意識調査」を実施しました。また、平成13年（2001年）に、「丹波町男女共同参画社会実現のための町民意識調査」を行い、翌年、その結果をまとめた報告書を全戸配布しました。平成15年（2003年）には、「丹波町男女共同参画懇話会」を設置して「丹波町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

旧瑞穂町では、平成4年（1992年）の「女性行政検討委員会」発足後、翌年と平成10年（1998年）に「女性のくらしと意識に関する調査」を実施しました。その他、平成6年（1994年）から平成12年（2000年）までは「女と男のフォーラム」や講演会などを開催しました。平成14年（2002年）には「瑞穂町男女共同参画推進委員会」を設置して検討を重ね、平成16年（2004年）、「みずほ輝きプラン（男女共同参画計画）」を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

旧和知町では、平成7年（1995年）に「女性のくらしと意識に関する調査」を実施しました。その後、講演会の開催、啓発パンフレットを発行し、平成12年（2000年）に「住民意識調査」を行いました。平成13年（2001年）には「和知町男女共同参画キラリ委員会」を設置し、「住民意識調査」の結果や「女性問題井戸端座談会」、「和知町女性議会」などの意見を参考にして、平成15年（2003年）、「和知町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

